

北上地区消防組合消防本部訓令第1号

消防機関

北上地区消防組合救急業務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年12月20日

北上地区消防組合消防本部
消防長 佐藤 晃

北上地区消防組合救急業務取扱規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合救急業務取扱規程（平成10年北上地区消防組合消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(感染症患者の取扱い)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(感染症患者の取扱い)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>(感染症対策)</u></p> <p><u>第20条の2 消防長は、隊員が救急業務等の実施に際し、感</u> <u>染症に感染しないための対策を講ずるものとする。</u></p>
<p>備考 改正の部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和元年12月20日から施行する。